

令和6年度

# 事業概要

環境局

## 目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和6年度 主要事業の概要	4

## I 環境局の概要

1. 局長 柏木 和馬
2. 局の職員数 1,054人（令和6年4月19日現在）

### 3. 令和6年度予算の概要

(1) 一般会計 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,525,623	6 環境費	23,116,311
18 国庫支出金	48,149		
19 県支出金	45,248		
20 財産収入	38,504		
21 寄附金	23,000		
22 繰入金	132,800		
24 諸収入	3,753,786		
25 市債	3,252,000		
歳入合計	10,819,110	歳出合計	23,116,311

# 環境局

## 環境企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)環境政策の企画推進及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境教育に関すること。
- (4)家庭系一般廃棄物の適正処理及び減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 脱炭素推進課

- (1)エネルギー政策に関すること。
- (2)地球温暖化対策に関すること。
- (3)環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)家庭系し尿の収集及び運搬並びに事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
- (5)一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (6)河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (7)市民トイレ等に関すること。
- (8)環境整備用自動車の調達に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (10)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (11)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (12)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

## 資源循環課

- (1)家庭系一般廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭系一般廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。
  - (2)一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。
  - (3)一般廃棄物の処理技術に関すること。
  - (4)局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
  - (5)埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。
- <妙賀山クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。
- <苅藻島クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
  - (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- <落合クリーンセンター>（3）
- (1)一般廃棄物の中継に関すること。

- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

## 事業所（2）【東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西】

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。
- (3)一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。

## 自動車管理事務所（2）

- (1)環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
- (2)自動車の整備及び検査に関すること。
- (3)機材の修理に関すること。

## クリーンセンター（2）【東・港島・西】

- (1)一般廃棄物の焼却及び破砕（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)焼却灰の処分に関すること。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

## 布施畑環境センター（2）

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

## 環境保全課

- (1)大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。
- (4)環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
- (5)都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関すること。
- (6)建築工事に係る資材の再資源化等に係る届出及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 事業系廃棄物対策課

- (1)廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4)廃棄物の適正排出及びその指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。

- (6) 廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
- (7) 産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管に係る届出及び指導に関すること。
- (8) 建設工事に係る資材の再資源化等に係る指導のうち、廃棄物の排出及び処理に関すること。
- (9) 使用済自動車の処理に係る登録、許可及び指導に関すること。
- (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関すること。
- (11) 土砂の埋立て等に係る許可及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12) 路上喫煙及びばい捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13) 住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (14) 地域環境の保全及び美化に関すること。
- (15) 不法投棄の防止及び対策に関すること。

## 自然環境課

- (1) 生物多様性の保全に関すること。
- (2) 開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

### Ⅲ 令和6年度 主要事業の概要

#### (1) 地球温暖化対策の推進

##### ①水素エネルギーの利用促進 【脱炭素推進課】

水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」の構築に向け、本市で進められている先進的な実証事業の成果や設備等を活用した官民連携の取組を進める。

具体的には、ポートアイランドの水素ガスタービン発電設備「水素コージェネレーションシステム (CGS)」において、これまで供給に成功している電気、温熱に加えて、液化水素の冷熱も含めたエネルギー供給の事業化に向けた検討を進めるほか、空港島の液化水素荷役基地「Hytouch 神戸」の将来的な活用に向けて、水素供給に加え、水素関連技術の研究・開発や人材育成機能も備えた事業スキーム等の検討を行う。

水素エネルギーを用いた熱源の脱炭素化に向けて、新たな水素関連製品の社会実装に向けた実証フィールドの提供を行うほか、温室効果ガスの多くを占める輸送部門の脱炭素化に向けては、燃料電池パッカー車の導入実証を行うとともに、水素トラック等の導入に向けた調査検討を進めていく。

また、英国・アバディーン市との国際的な水素パートナーシップの枠組みである「H2 Twin Cities」をはじめとした国際連携を強化することで、知見の共有に加え、双方の市民・企業等の意識醸成や水素事業のさらなる進展を目指していく。

##### ②再生可能エネルギーの拡大 【脱炭素推進課・施設課】

神戸市地球温暖化防止実行計画に基づく再生可能エネルギー導入目標（2030年度500MW）を目指し、自然環境や景観への配慮を前提に、日照条件の良い臨海部や、面積の広い建物屋根上を中心に太陽光発電設備のさらなる導入を推進する。

具体的な取組として、公共施設の建物屋根上等を対象とした PPA\*等による太陽光パネル設置の事業採算性調査を行うとともに、耐荷重の低い建物屋根上や壁面など、これまで設置が難しかった場所への導入可能性を有する次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の実証実験に向けた調査検討を行う。

また、未利用エネルギーのさらなる活用に向け、小水力発電の導入にかかる実現可能性調査を実施するとともに、神戸市立工業高等専門学校と連携し、災害時の電源確保を想定した小型水力発電機の開発を進め、カーボンニュートラル社会の実現に貢献できる人材の育成にも寄与する。

また、各家庭における再生可能エネルギーの導入を促進するため、市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようにサポートする共同購入事業について、他自治体と連携した取組を推進する。

さらに、クリーンセンターにおけるごみ焼却の熱を利用した発電の一部は、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置付けられており、西クリーンセンターで発電した余剰電力について、電気事業者の送配電ネットワークを介して本市のごみ処理施設等に自己託送することで、環境価値の高い電力の地産地消を実現するとともに、電力の安定的な確保を図る。

※PPA (Power Purchase Agreement)

第三者モデルの電力販売契約で、自治体等が所有する施設に事業者が発電設備を設置・保守・運用し、長期の契約期間(10~20年)に電気料金として費用を支払う事業スキーム

### ③電動車の普及促進事業 【脱炭素推進課】

走行時の温室効果ガス排出を低減できる電動車の普及を促進するため、電動車を導入する事業者に対して県と協調して補助を実施するとともに、燃料電池自動車を購入する個人や電気バスを導入する路線バス事業者に対して、市独自で補助を実施する。さらに、燃料電池自動車の普及拡大に不可欠となる水素ステーションの整備についても積極的に支援する。

災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」については、令和5年度に導入を完了する避難所指定されている小・中学校等における、地域の避難訓練や防災イベント等を通じて、災害時に非常用電源としても活用できる電動車の強みを積極的に発信し、電動車の普及促進を図る。

### ④脱炭素型ライフスタイルへの転換 【脱炭素推進課】

市民団体や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取組に対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。また、他の市民団体や事業者の脱炭素に向けた取組の普及・拡大を促進するため、ホームページ等を通じて支援した取組を広く紹介するほか、ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出量を示す「カーボンフットプリント」を活用するなど、脱炭素につながる情報発信を強化する。

### ⑤産業の脱炭素化の促進 【脱炭素推進課】

兵庫県等と連携して、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践手法について学び行動につなげるための「脱炭素経営スクール」を開講し、参加企業が自主的に脱炭素化を進めていくための支援を行う。また、当スクールに参加し修了された企業も含め、市内中小企業を対象に、神戸市産業振興財団と連携し、中小企業版 SBT 認定取得のための伴走支援も実施する。

※SBT (Science Based Targets)

パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標

### ⑥二酸化炭素吸収・固定の促進 【自然環境課】

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、藻場の保全・育成を推進するとともに、国内初となる淡水域における水草の二酸化炭素の吸収・固定の評価に向けた実証事業を継続し、評価方法を確立する。また、淡水カーボンに関するシンポジウムを開催し、市民団体や事業者による取組の促進を図る。さらに、これまで不要物として扱われていた海岸に漂着する海藻について、脱炭素化に資する有効な活用方法の検討を進める。

森林の二酸化炭素吸収・固定を促進するため、里山林等の適切な管理により若い樹木の成長を促すなどのモデル的な里山整備を実施するとともに、森林管理で発生した伐採木の木材としての活用や、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作など、市民等の協働により里山再生や資源の利活用を推進する。

### ⑦効果的な熱中症対策の推進 【脱炭素推進課】

夏場の市民の健康被害軽減と熱中症についての情報発信を目的に、薬局等の協力のもと、冷房の効いた施設を外出時の一時休息所として提供する KOBE クールオアシスを実施する。

## (2) 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

### ①クリーンステーション管理支援の強化 【業務課】

昨今の社会情勢の変化により、掃除当番、ごみ出しルール違反、鳥獣被害、大規模化等の課題によりクリーンステーションの管理負担が増大しているため、クリーンステーションのあり方検討会における議論も踏まえ、地域によるクリーンステーション管理という原則を踏まえつつ、これら様々な課題に対して側面的支援に取り組むことで、クリーンステーション管理の負担軽減を図る。

また、外国人向けごみ出しルール・マナーの啓発について、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、やさしい日本語や多言語による情報発信を進める。

#### 【側面的支援の具体的な取組】

- ・掃除当番等の負担を軽減するための側面的支援として、収集時にクリーンステーション清掃とカラス対策ネット片付けを実施
- ・折り畳み式ネットボックスについて、地域における試行的な設置を通じて、道路上への設置条件や管理ルール等の整理し、導入に向けた環境を整備（期間を定めたネットボックスの貸与・モデル設置）
- ・大規模クリーンステーション解消のために分散・増設手続きに積極的に関与、利用者の理解が得られる地域から順次、全ごみ種対応を推進
- ・共同住宅への専用クリーンステーション設置促進
- ・ごみ出しルール違反への対応として、排出ルールの徹底、排出指導の徹底
- ・日本語学校と連携した外国人向け啓発の強化

### ②まわり続けるリサイクルの推進 【資源循環課】

質の高いリサイクルとごみ出しをきっかけとした新たな地域交流を目指す「資源回収ステーション」について、地域拠点施設を活用し、さらに設置を拡大するとともに、空き家や空きテナント等を活用した設置も推進していく。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。

### ③食品ロスの削減 【資源循環課・事業系廃棄物対策課】

本来食べられる食品の廃棄を削減するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。また、本市から全国に取組が広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を拡大するとともに、「<sup>もってこ</sup>mottECO」等を活用した飲食店における啓発を強化し、外食時に発生する食べ残しの持ち帰りを普及させるなど、市民や事業者への食品ロスに対する意識醸成を図る。

#### ④こうベキエーロの推進 【資源循環課】

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量を推進するため、土の中の微生物の力で生ごみを分解し、自宅のベランダでも取り組むことができる「こうベキエーロ」のさらなる普及啓発を目的に、地域団体や環境活動グループ等への講習会等を実施する。また、放置竹林の伐採竹を活用した「こうベキエーロ」を展開し、市民への定着を図る。

#### ⑤家財のリユース促進 【資源循環課】

大型ごみの減量・リサイクルに向けた取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいるネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

#### ⑥小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の回収 【資源循環課・環境企画課】

処理過程において発火事故を招く恐れがある小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正排出を図るため、市内に設置している小型家電リサイクルボックスに新たに小型充電式電池回収ボックスを併設する。

#### ⑦不法投棄防止対策 【事業系廃棄物対策課】

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラの設置効果を検証しながら、効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで、不法投棄を許さないまちづくりを進める。

#### ⑧事業系ごみ排出指導および啓発 【事業系廃棄物対策課】

生田新道や北野坂など三宮駅周辺の繁華街において、カラス被害等による事業系ごみの散乱が課題となっていることから、事業系ごみの収集運搬許可業者と契約せずに他社の排出場所にごみを出す便乗排出など、ルールを守らない事業者への対策として、許可業者やビルオーナーと連携した未契約業者の調査や通報等に基づくごみの開封調査、訪問指導等の強化を図る。

#### ⑨路上喫煙・ばい捨て防止対策 【事業系廃棄物対策課】

「路上喫煙禁止地区」において、路上での喫煙を減らすことを目的に、屋内型喫煙所の整備に対する補助制度を創設し、民間事業者の協力を得ながら喫煙所の増設を進めるとともに、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収により、喫煙マナーの徹底を図る。

また、「ばい捨て防止重点区域」において、啓発用ベストを着用し、清掃を行いながら注意指導を行う民間啓発員の配置を拡大するなど、路上喫煙・ばい捨て防止の指導・啓発を強化する。

**⑩クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備 【施設課・業務課】**

クリーンセンターにおける業務効率化として、計量等業務について民間活力の導入を拡大する。また、施設の計画的な管理として、竣工から23年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修に着手するとともに、焼却を停止した旧港島クリーンセンターについて、安全対策を徹底し解体撤去工事を進める。

### (3) 自然環境の保全

#### ①生物多様性保全の推進 【自然環境課】

都市近郊に広がる里山では、社会経済の変化によって、人の利用が減少し、生物多様性が失われつつあるなか、本市において保全活動を進めている北区山田町の小河山林及び周辺棚田が自然共生サイト<sup>※1</sup>として国の認定を受け、今後、生物多様性が豊かな場所として国連の OECM<sup>※2</sup>データベースに登録される見込みである。

本サイトを実証フィールドとして、引き続き学生や市民団体、大学などと連携し、里山のモデル的な再生や生物調査に取り組むとともに、これらの取組を持続可能なものにするため、新たな里山活動の担い手と経済的支援の確保に向け、市民・企業等を対象とした里山活動体験会等の実施、伐採木など里山資源の有効活用、積極的な情報発信等を推進する。

また、市民団体や事業者等による神戸の生態系に配慮したビオトープの造成・再生を促進するため、専門家による動植物種の選定やビオトープの設計に係る技術的助言など、新たな支援を実施する。

豊かな海づくりの実現に向けては、垂水処理場における栄養塩類管理運転による海域への影響・効果の定期的な確認や、近海の魚類の生息状況を把握し、生物多様性の変化を評価・検証するための環境 DNA 分析を継続的に実施するとともに、稚魚等の成育の場となる、藻場の保全・育成を推進する。

##### ※1 自然共生サイト

市民、企業、団体、自治体等によって生物多様性が保全されている区域を環境省が認定する仕組み。農業や企業活動等の結果、自然の豊かさが保たれている場所が対象で、2023 年 10 月に神戸市の里山等を含む 122 サイトが第 1 弾として認定

##### ※2 OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」(2030 年までに各国の陸と海の各々 30%以上の面積を保全する世界目標) の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域で、国連のデータベースに登録される地域

#### ②外来生物・有害鳥獣対策の推進 【自然環境課】

侵入初期段階である特定外来生物の対策として、外来カミキリムシの薬剤駆除や被害が著しい樹木の伐採、ナガエツルノゲイトウの河川への流出を防ぐための除去・処分などを実施するとともに、定着している特定外来生物の対策として、市民団体によるアカミミガメの防除活動支援やアルゼンチンアリの分布拡大の防止、被害低減に向けた取組を推進する。

また、有害鳥獣の対策として、ニホンジカの六甲山系への侵入・定着防止のため、センサーカメラを活用した調査・監視などを継続し、生態系被害等の防止を図る。

さらに、撮影した写真から AI により生物種を判定するスマートフォンアプリ「バイオーム」を活用した市民参加型の外来生物の分布調査を実施するとともに、外来生物展示センターにおいて、展示内容のさらなる拡充や中学生等の団体見学の受け入れ拡大を図り、外来生物・有害鳥獣の問題や生物多様性の重要性の啓発を強化する。

### ③環境活動活性化事業 【環境企画課・資源循環課】

地球温暖化や生物多様性、資源循環などの環境問題に対して、体験を通じて、総合的な理解を促進するため、参加型イベントの開催や市内で行われている環境活動の発信を強化するとともに、動画による環境教育講座などインターネットの活用を進め、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について、いつでも学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGsの達成に資する優れた取組を行っている団体・個人に対し「神戸SDGs表彰」を実施し、その活動を広く市民にPRすることで、市民のSDGsへの意識向上と行動変容の促進を図る。

### ④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置 【事業系廃棄物対策課・環境保全課】

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、市民生活に影響を及ぼす可能性が高い大規模な土砂埋立て行為には、事前に環境影響調査の実施、保証金の預入れを義務付けるとともに、全ての許可事業者に対して、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けることで、生活環境及び自然環境の保全を図る。

また、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、大規模太陽光発電施設に対し、廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しても維持管理状況等の報告を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、施設の安全性・信頼性を高めていく。

### ⑤アスベスト対策 【環境保全課】

大気汚染防止法の改正により、令和3年度から、解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策が強化（①規制対象の拡大（石綿含有成形板等（レベル3）の規制）、②事前調査の信頼性の確保（調査結果の自治体への報告、調査方法の法定化、記録の作成・保存）、③不適切な作業の防止（隔離等を行わない除去作業への罰則創設））されたことから、解体等工事におけるアスベスト飛散防止に係る事前調査の徹底、立入調査の実施、現場測定による作業基準の順守等を指導し、周辺環境への飛散防止対策を徹底する。

さらに令和5年10月からは、建築物の事前調査について、有資格者が実施することが義務付けられたことから、事業者に対して法改正内容を周知し、確実に実施されるよう指導していくことでアスベストの飛散防止により一層努めていく。